

摂食嚥下治療登録医 研修規定

(総則)

第1条 本研修制度は、地域における摂食嚥下障害患者に対する医療・看護・福祉の介入、多職種連携をベースとした要介護高齢者の食支援のサポート体制の確立のため、摂食嚥下リハビリテーションの臨床の主治医を担い、継続したサポートを行うことのできる歯科医師を養成することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために、新潟大学医歯学総合研究科 摂食嚥下リハビリテーション学分野（以下、当科）は、新潟県歯科医師会（摂食嚥下治療登録医等養成研修）のもとで、本研修に参加した歯科医師（以下、嚥下リハ研修歯科医）に対し、摂食嚥下治療登録医（以下、登録医）を養成、認定するものである。

第3条 本規定は、本研修の目的と基本方針に基づき、研修に関する事項を定める。

(研修の方法)

第4条 研修は、次に掲げる方法により行う。

(1) 摂食嚥下リハビリテーション技能習得コース（以下、技能習得コース）

基本的な嚥下機能評価や嚥下内視鏡検査方法、嚥下障害の病態診断、それに応じたリハビリテーション計画を立案するにあたり、新潟大学医歯学総合病院（以下、本院）において研修する。本コース研修修了時に登録医を認めるものである。

(2) 摂食嚥下リハビリテーション地域連携フォローアップコース（以下、フォローアップコース）。

主に技能習得コースを修了した登録医に対して、自院が関わる地域での多職種連携の強化を主眼に、オンライン症例相談システムを利用した症例相談を行う。また、希望者には、来学日程を検討の上、大学病院での研修継続を可能とする。対象は原則、新潟県歯科医師会会員の登録医とする。

(研修内容と修了要件)

第5条 研修内容と修了要件は、次のとおりとする。

(1) 技能習得コースは、下記の3つの修了要件を設ける。

(ア) 嚥下内視鏡相互実習・・・10例以上

当科教員指導の下で、嚥下リハビリ研修歯科医が相互に嚥下内視鏡実習を行い、基本的な内視鏡の操作および所見の評価方法を学ぶ。

(イ) 患者症例報告・・・5例以上

教員指導の下で、自院の症例または本院の症例（自験例）において、摂食嚥下リハビリテーションの一連の流れ、摂食嚥下機能評価およびそれに基づく診断と訓練についてのケースレポートを提出する。内容については当科教員の評価を受け十分と判断された場合に受理とする。

(ウ) 症例報告・発表・・・1例以上

(イ)に定めた症例報告のうち、1例以上について、にいがた摂食嚥下障害サポート研究会、または当科が認める関連学会で口演による症例報告を行う。

(2) フォローアップコースについては、下記の修了要件を設ける。

(ア) 患者症例報告・・・3例以上

回復期～生活期（在宅、施設退院）、または地域での自験例における嚥下障害の診断とリハビリテーション、サポート体制の実施、支援に向けた多種職の関わりを重視したレポートを提出する。内容については当科教員の評価を受け十分と判断された場合に受理とする。

(イ) 症例報告・発表（努力目標）

(ア)に定めたの症例のうち、にいがた摂食嚥下障害サポート研究会、または当科が認める関連学会にて症例報告を行う。

第6条 技能習得コース修了者に対し、当科から登録医研修修了証を交付する。

（研修開始の決定）

第7条 新潟大学医歯学総合研究科 摂食嚥下リハビリテーション学分野長(以下、分野長)は、本院が定める受入れ指針に従い、研修開始前年度末までに研修の年間実施計画を定め、開始を決定する。

（研修参加の手続き）

第8条 研修への参加は次の通り行うものとする。

(1) 技能習得コース開始は、以下の手順で行う。

(ア)新規の嚙下りハ研修歯科医について、新潟県歯科医師会会員については、県歯事務局から希望者を募る。新潟県歯科医師会非会員については、分野長が定めた研修担当者に連絡する形で行う。

(イ)嚙下りハ研修歯科医は、本院が定める診療従事の承認申請（別途書式）を研修年度ごとに行う。

(2) フォローアップコース開始は、以下の手順で行う。

(ア)登録医についてはその開始資格を有するものとする。地域の自験例における摂食嚙下機能評価の立ち合い、派遣、オンラインシステム症例相談システムの利用等について、分野長が定めた当科教員に随時連絡し、サポートを受けることができる。

(イ)新潟大学医歯学総合病院における研修参加については、来学日程について、登録医と指導医が協議を行い、研修参加者を決定する。

(研修費用)

第 9 条 研修の費用は、本院の施設利用費として、別途に定めた金額を新潟大学に納めるものとする。

(分野長の責務)

第 10 条 分野長は前条の規定による決定を受けた嚙下りハ研修歯科医、または登録医に対し、研修に支障の生ずることのないように配慮するとともに研修に専念できるよう便宜を与えなければならない。

(嚙下りハ研修歯科医の責務)

第 11 条 嚙下りハ研修歯科医または登録医は、本院および分野長の定めた規律に従い、誠実に研修を受けなければならない。

第 12 条 嚙下りハ研修歯科医は基本習得コース開始 3 年以内に修了しなければならない。

(登録医の公開)

第 13 条 登録医の名簿は、当科の Web ホームページ上に掲載される。また登録医が掲載を希望しない場合は、それを拒否することができる。

(登録医の資格の喪失)

第 14 条 登録医としてふさわしくないと認められた者に対しては、当科の決によってその認定を取り消すことができる。

附 則

本規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

改訂後の規定は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。